

令和 5 年 1 1 月

富士市農業委員会会議 議事録

1 開催日時 令和 5 年 1 1 月 9 日（木） 午前 9 時 3 0 分から 1 0 時 5 分まで

2 開催場所 富士市役所庁舎 8 階 政策会議室

3 出席委員
農業委員会会長 1 7 番 渡邊 萬里
農業委員会会長職務代理者 1 番 望月 稔

委 員
2 番 望月 英俊
3 番 田村 英俊
4 番 高井 修一
5 番 谷津倉 寛
6 番 笹古 時男
7 番 渡邊 武敏
8 番 近藤 敏男
9 番 鈴木 一孝
1 0 番 新舟 進
1 1 番 長尾 忠
1 2 番 佐野 隆洋
1 3 番 佐藤 正職
1 4 番 渡邊 哲史
1 5 番 太田 篤子
1 6 番 安藤 公男
1 8 番 後藤 環
1 9 番 藤田 哲哉

4 欠席委員
なし

5 議事
（1）農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について

6 農業委員会事務局職員員
事務局長 原 清浩
統括主幹 深澤 公保
主査 武内 清高
主査 市川 由美恵

会 長

まず、議事に先立ちまして、会長より議事録署名人を指名いたしますが、会長より指名しても、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議がないと認め 1 1 番 長尾忠 君、1 2 番 佐野隆洋 君の両名を本日の会議の議事録署名人に指名致します。

次に、本日の会議書記につきまして、農業委員会事務局職員の市川主査を指名いたします。

それでは、次第 4 の議事に入ります。

議事（1）「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項」について」ですが、これにつきましては先に配布してあります富士市農業委員会会議議案により審議を進めます。

お手元の議案の 3 ページ、議第 3 7 号農地法第 3 条の規定による許可決定についての審査から、報第 5 6 号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書についてまでの、計 7 件を順に議題に供します。

事務局に朗読させます。

事務局（担当）

（議案朗読）

会 長	最初に、議案５ページの議第３７号 農地法第３条の規定による許可決定について、審議をお願いします。 鷹岡地区４２番について事務局から説明願います。
事務局（担当）	（議案朗読）
会 長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委 員（担当）	譲渡人は、高齢化にともない、申請地を耕作管理できなくなったため、農業経営の拡大を考える譲受人に申請地を譲渡したいということです。 譲受人は、２haの自作地で、現在、野菜、梅及びミカンを栽培しており、申請地では梅の栽培を考えているということです。 大型の農機具も所有しており、申請地をしっかりと耕作管理すると判断します。
会 長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局（担当）	本案件は、全部効率利用要件を満たすなど、農地法第３条第２項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。
会 長	鷹岡地区４２番についてご質問ございませんか。 （質疑なし） 質疑ございませんので、裁決に移ります。 鷹岡地区４２番についてご異議ございませんか。 （異議なしの声あり） ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 次に、元吉原地区４３番について事務局から説明願います。
事務局（担当）	（議案朗読）
会 長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委 員（担当）	贈与者は、県外に住んでいるので申請地を耕作管理できないため、申請地に隣接する農地を耕作する受贈者に申請地を贈与したいということです。 受贈者は、自作面積１,０００㎡ほどですが、夫婦ともに経験年数も３０年、従事日数も１５０日の要件を満たしていることから、申請地をしっかりと耕作管理すると判断します。
会 長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局（担当）	本案件は、全部効率利用要件を満たすなど、農地法第３条第２項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。
会 長	元吉原地区４３番についてご質問ございませんか。 （質疑なし） 質疑ございませんので、裁決に移ります。 元吉原地区４３番についてご異議ございませんか。 （異議なしの声あり） ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

	次に、大淵地区４４番について、事務局から説明願います。
事務局（担当）	（議案朗読）
会 長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委 員（担当）	譲渡人は、申請地を相続したが、会社勤めのため農業経営の拡大を考える譲受人に申請地を譲渡したいということです。 譲受人は、現在、4,500㎡ほどの自作地でお茶を栽培していますが、申請地ではイモ類や豆類を栽培するということです。 申請地をしっかりと耕作管理すると判断します。
会 長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局（担当）	本案件は、全部効率利用要件を満たすなど、農地法第３条第２項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。
会 長	大淵地区４４番についてご質問ございませんか。 （質疑なし） 質疑ございませんので、裁決に移ります。 大淵地区４４番についてご異議ございませんか。 （異議なしの声あり） ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で、農地法第３条の規定による許可決定についての審議を終わります。 次に、議案７ページの議第３８号 農地法第５条第１項の規定による許可決定について、審議をお願いします。 鷹岡地区３５番について事務局から説明願います。
事務局（担当）	（議案朗読）
会 長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委 員（担当）	譲受人が経営する美容院の駐車場が不足しているため、申請地を取得して駐車場を拡張したいということです。
会 長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局（担当）	本案件は、宅地の状況が一定以上であることから第３種の農地と考えます。 また、転用基準に照らして、許可要件をすべて満たすと考えます。
会 長	鷹岡地区３５番についてご質問ございませんか。 （質疑） 質疑ございませんので、裁決に移ります。 鷹岡地区３５番についてご異議ございませんか。 （異議なしの声あり） ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 次に、大淵地区３６番について、事務局から説明願います。

事務局（担当）	（議案朗読）
会 長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委 員（担当）	譲受人は水道設備業を営んでおり、宅地を取得にあたり、隣接する申請地を取得して、家業の資材置場にしたいという申請です。
会 長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局（担当）	本案件は、宅地の状況が一定以上であることから第３種の農地と考えます。 また、転用基準に照らして、許可要件をすべて満たすと考えます。
会 長	大淵地区３６番についてご質問ございませんか。
	（質疑なし）
	質疑ございませんので、裁決に移ります。 大淵地区３６番についてご異議ございませんか。
	（異議なしの声あり）
	ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で、農地法第５条第１項の規定による許可決定についての審議を終わります。 次に、議案８ページの議第３９号 非農地証明申請書の審議について審議をお願いします。 吉永地区１７番について事務局から説明願います。
事務局（担当）	（議案朗読）
会 長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委 員（担当）	昭和５０年頃、住宅敷地として区画を貸し付けた際に宅地への地目変更をしたが、昭和４６年頃に建てられた倉庫については住宅敷地の一部として利用されていたにもかかわらず、地目変更がされていなかったという趣旨の申請です。
会 長	吉永地区１７番についてご質問ございませんか。
	（質疑なし）
	質疑ございませんので、裁決に移ります。 吉永地区１７番についてご異議ございませんか。
	（異議なしの声あり）
	ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で非農地証明申請書の審議についてを終わります。 次に、議案９ページの議第４０号 租税特別措置法第７０条の６第１項適格者証明について審議をお願いします。 鷹岡地区３番について事務局から説明願います。
事務局（担当）	（議案朗読）
会 長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委 員（担当）	（状況説明）

会 長

鷹岡地区３番についてご質問ございませんか。

（質疑）

質疑ございませんので、裁決に移ります。
鷹岡地区３番についてご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
以上で租税特別措置法第７０条の６第１項適格者証明についてを終わります。
次に議案１０ページからの報告案件について、事務局から説明願います。

事務局（担当）

（議案朗読）

会 長

次に、議案４ページの専決報告について事務局より報告させます。

事務局（担当）

（議案朗読）

会 長

以上で、議事（１）農地法の規定に係る申請の審議及び報告を終わりとしま
す。
以上で議事はすべて終了しました。

令和 年 月 日

農業委員会会長

同 委 員

同 委 員
